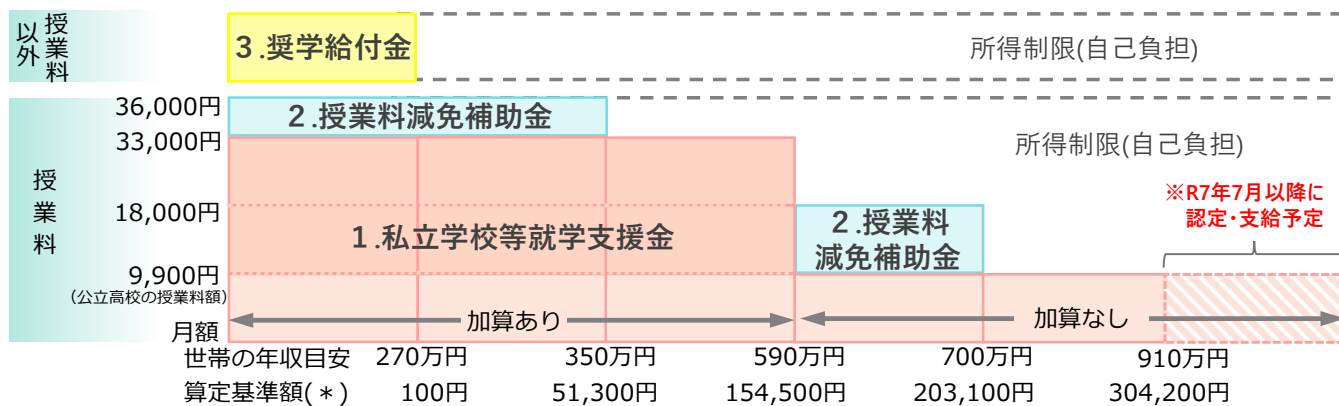


私立高校生等に対する経済的負担への支援 (R7)



1. 就学支援金とは

教育費負担軽減を図るため、授業料の一部を支援します。(学校が代理受領し、授業料が減額されます)

■対象者

高知県内の私立の高等学校、専修学校(高等課程)、特別支援学校(高等部)、各種学校のうち該当校に在籍する生徒

■支給上限額(月額)

年収590万円未満程度の世帯	33,000円
年収590～910万円未満程度の世帯	9,900円
年収910万円以上程度の世帯(※)	9,900円

※年収910万円以上世帯はR7年7月以降に認定・支給予定

* 年収は目安であり、実際には、算定基準額

(市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)により判定します。

※保護者等が2人以上いる場合は、その全員の算定基準額を合算した額

「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」は、課税証明書や市町村民税の通知書等で確認することができますが、市町村によって記載されていないことがあります。その際は、マイナポータルを活用して、ご自身の市町村民税の課税標準額等を確認してください。

2. 授業料減免補助金とは

教育費負担を軽減し、就学機会を確保するため、授業料減免措置を行う学校法人へ補助を行います。

■減免の対象者

高知県内の私立の高等学校等に在籍する家計急変世帯、生活保護世帯、年収350万円未満程度世帯、及び年収590～700万円未満程度世帯の生徒

* 年収は目安であり、実際には、算定基準額

(市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額)により判定します。

※保護者等が2人以上いる場合は、その全員の算定基準額を合算した額

* 入学金は対象外ですが、学校独自の減免措置がある場合がありますので、学校へお問合せください。

3. 奨学給付金とは

教育費負担を軽減し、就学機会を確保するため、教科書費など授業料以外の教育費を給付します。

■対象者及び支給額(年1回支給)

高校生等の保護者で、高知県内に住所を有している方

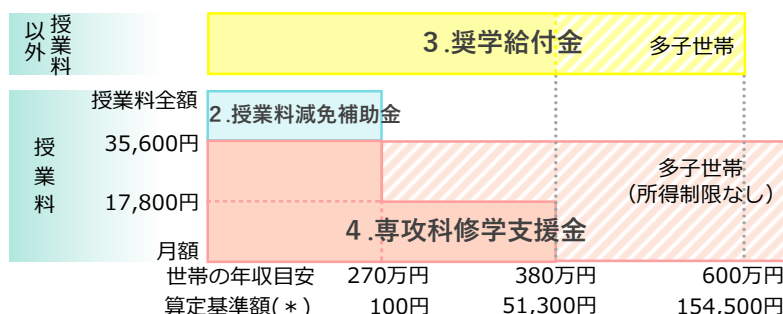
非課税世帯(全日制・定時制)(第1子)(第2子以降*)	152,000円
非課税世帯(通信制)	52,100円
生活保護受給世帯	52,600円
生活保護・非課税世帯(専攻科)	52,100円
年収270～380万円未満程度世帯(専攻科)	10,420円
年収380～600万円未満程度の多子世帯*(専攻科)	10,420円

支給額は私立の場合の額となります。

* 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 * 多子世帯:扶養される子が3人以上いる世帯

4. 専攻科修学支援金とは

教育費負担を軽減し、修学機会を確保するため、授業料の一部を支援します。



■対象者

高知県内の私立の高等学校、特別支援学校の専攻科に在籍する生徒

■支給上限額(月額)

生活保護・非課税世帯、多子世帯	35,600円
準ずる世帯(年収270～380万円未満程度)	17,800円



注意事項

いずれの支援も、受給資格の判定にあたって、**住民税の情報による所得確認**が必要になります。

・速やかな判定のため、事前に**確定申告や年末調整の手続き**をお願いします。

・**確定申告や年末調整が不要の方も**、所得確認のため、**市町村に所得がなかった旨の申告**が必要な場合があります。